

## 雲南市告示第325号

### 雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、平成30年7月豪雨（以下「7月豪雨」という。）により被災した者が、被災地から避難して雲南市に居住した場合に、当面の生活費として、7月豪雨受入被災者生活支援金（以下「支援金」という。）を支給することで、その者の生活再建に資するものとする。

#### (対象者)

第2条 支援金の対象者は、7月豪雨により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から雲南市に避難し、平成31年6月30日までに雲南市内に居住した世帯とする。

#### (支給要件)

第3条 支援金の支給要件は、次のとおりとする。

- (1) 本人の申請により、7月豪雨により被災したことが認められ、支援金の交付を申請した日から1月以上の期間、市内の賃貸借住宅及びその他市長が特に認める住宅等（以下「住宅等」という。）に居住する見込みの者であること。
- (2) 体育館等の避難所、親類知人宅、ホームステイなどに一時避難している者は、避難所等滞在期間中は交付の対象とはせず、その後、住宅等に入居した時点で交付の対象とする。
- (3) 支給は、2月に1回行うものとし、一世帯当たり6回を上限とする。
- (4) 2回目以降の支給は、その交付の前に申請者の居住がさらに1月以上の期間継続する見込みがあるときに行うことができるものとする。ただし、居住継続の見込みが1月未満である場合は、支給額の半額を支給するものとする。

#### (支給額)

第4条 1回の支給額は、一世帯当たり5万円とする。ただし、世帯の構成員が1名である場合は2万5,000円とする。

#### (支援金の支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

#### (支援金の支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請が適当と認めたときは、雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に支給の決定を通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

3 市長は、前条の規定による申請が不相当と認めるときは、雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 支給を決定した後に、転居等により支給の要件を失った場合は、申請者は、速やかに雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の届出を適当と認めるときは、雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給変更通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。  
（支援金の支給）

第7条 市長は、前条第1項の規定による支給の決定をした場合には、1回目の支援金の支給を速やかに行うものとする。なお、2回目以降の支給は、居住開始日が属する月から起算して奇数月目の10日までに行うことができるものとする。  
（支援金支給の取消し等）

第8条 市長は、支援金の支給決定者が支給要件を満たさない事実が判明したときは、支援金の支給決定を取り消し、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。  
（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、平成32年6月30日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既に支給された支援金の支給に関しては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給申請書

被災時の住所	県 市・町・村					
申請者氏名等	ふりがな 氏名					
	生年月日	年 月 日（ 歳）				
	被災時の職業					
	現在の連絡先	（ ）				
家族氏名等	氏名	性別・生年月日	職業・学年等	氏名	性別・生年月日	職業・学年等
被災状況	住居全壊	<input type="checkbox"/> 倒壊 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	住居半壊	<input type="checkbox"/> 損壊 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	その他					
	（被災の詳細等）					
現住所 （島根県雲南市内）	島根県 雲南市 町					
	居住開始年月日	年 月 日				
現住所地での 同居家族氏名等	氏名	性別・生年月日	職業・学年等	氏名	性別・生年月日	職業・学年等
雲南市内に居住 する紹介者	住所・連絡先 氏名					

上記のとおり相違ないので、雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名



雲南市長

様

様式第2号（第6条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

雲南市長



雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金については、下記のとおり支給を決定したので通知します。

記

- 1 支援金額 円（1年分）
- 2 支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 支給の条件
  - (1) 支援金は、2月に1回、年間6回に分けて支払います。  
1回の支給額は、 円とします。
  - (2) 2回目以降の支給は、居住がさらに1か月以上継続する見込みがある場合に行います。
  - (3) 支給決定後に転居等により支給の要件を失った場合は、速やかに届け出なければなりません。
  - (4) 不正の事実や支給要件を満たさない事実が判明した場合は、既に支給した支援金の全額又は一部を返還しなければなりません。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

雲南市長



雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金却下通知書

年 月 日付で申請のあった雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金については、下記の理由により却下と決定しましたので通知します。

記

（理由）

様式第4号（第6条関係）

雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給辞退届

年 月 日

雲南市長 様

支援金申請者

現住所

氏 名

㊞

年 月 日付指令 第 号で支給決定のあった雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金の支給については、下記のとおり辞退します。

記

1. 辞退の事由（支給の要件を失う要因）

2. 辞退事由の発生日

年 月 日

様式第5号（第6条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

雲南市長



雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金支給変更定通知書

年 月 日付で届け出のあった雲南市平成30年7月豪雨受入被災者生活支援金辞退届については、届け出のとおり承認し、年 月 日付指令 第 号による支給決定通知書の一部を下記のとおり変更します。

記

1. 変更支援金額 円
2. 変更支給期間 年 月 ～ 年 月

